

登園届提出について

本園では幼稚園で予防すべき感染症と診断された園児は、本人の休養と感染拡大防止のため自宅安静をお願いしています。受診された医療機関の指示のもと療養し、本人の全身状態が良好になりましたら、登園可能となります。下記の「登園届」に記入して、登園再開の初日に持たせてください。

完治しない状態で無理に登園させることは、本人に大きな負担がかかるだけでなく、感染拡大のおそれもあります。保護者の責任において判断しご配慮いただきますようお願いいたします。

【 登 園 届 （保護者記入）】

浄徳寺幼稚園 園長 あて

クラス _____ 園児名 _____

医師の指示のもと療養していましたが、全身の病状が回復し他への感染の恐れや集団生活に支障がない状態となりましたので、 _____ 年 _____ 月 _____ 日より登園いたします。

〔医療機関名〕 _____ ※保護者が記入
(_____ 年 _____ 月 _____ 日受診)

保護者名 _____ 印 _____

↓ 該当疾患に☑をお願いします

✓	疾病名	登園停止期間の基準
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日経過し、かつ症状が軽快した後、一日経過するまで
	インフルエンザ	発症後5日経過し、かつ、解熱後3日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消えるまで
	麻疹（はしか）	発疹に伴う熱が解熱後3日経過するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	アデノウイルス感染症 （咽頭結膜熱・プール熱）	主要症状が消えて後2日経過するまで
	結核	医師の診断において 感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	流行性各結膜炎（はやり目）	
	急性出血性結膜炎	
	腸管出血性大腸菌（O-157,O-26）	
	溶連菌感染症	発熱、発疹等の諸症状が回復し医師の許可が出るまで
	手足口病	全身症状が安定し、普段の食事がとれるまで
	感染性胃腸炎（嘔吐下痢症） ※ロタ・ノロ・アデノウイルスによるもの	嘔吐・下痢症状が軽快し普段の食事がとれるまで
	マイコプラズマ肺炎	解熱し、激しい咳が治まり、医師の許可が出るまで
	ヘルパンギーナ	全身症状が安定し、普段の食事がとれるまで
	RSウイルス	呼吸器症状が消失し、全身症状がよくなるまで
	第1種および上記以外の第3種 学校指定感染症 (_____)	医師の診断において 感染の恐れがないと認められるまで